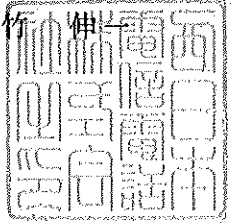


平成23年6月13日

通信産業労働組合
中央執行委員長 山田 忍 様

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一



当社が、①「NTTグループ3か年経営計画（2001～2003年度）」に基づく構造改革に伴う退職・再雇用制度の導入等に関する貴組合との団体交渉において、貴組合に対する提案並びに貴組合の求める資料の提示及び説明において合理的な理由がないにもかかわらず他の労働組合と比べて取扱いに差異を設け、団体交渉期日の設定及び団体交渉における説明・協議において誠実性を欠く対応をし、上記退職・再雇用制度の導入に伴う意向確認を貴組合との誠実な協議を行わずに実施に移したこと、②貴組合が平成14年2月5日付で申し入れた組合員の勤務地等に関する団体交渉において、本人の希望を尊重した配置を行うことなどの配転の実施方針に関する団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会において認められました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。